

令和8年度 第1回宮崎県いじめ問題対策委員会 議事録

実施日時:令和8年4月22日(水)14:00~16:00

実施場所:県防災庁舎52号

1 開会および委員の紹介 司会(人権同和教育・生徒指導課 新垣生徒指導・安全担当主幹)

定刻になりました。ただいまより「宮崎県いじめ問題対策委員会」開会行事を始めます。私は司会進行を務めます人権同和教育・生徒指導課の新垣と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、委嘱状の交付を行います。宮崎県教育長・吉村達也より皆様へ委嘱状を交付いたします。50音順にお名前をお呼びしますので、前の方へおいでください。

(1) いじめ問題対策委員へ委嘱状交付

安東 桃子 委員、黒木 守 委員、立元 真 委員、寺島 二三夫 委員、松田 律子 委員
(任期:令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

(2) 教育長挨拶(吉村教育長)

本日はご多用の中、宮崎県いじめ問題対策委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

改めて本委員会の趣旨を御説明いたしますが、本委員会は地方自治法および関係条例に基づき、県教育委員会に設置された附属機関です。その目的は、本県におけるいじめ対策の体制、およびその取り組み状況について、県民の皆様の意思を反映させるとともに、複雑化・多様化する問題に対して、皆様の専門的な知識や経験に基づいた御指摘、御助言をいただくことです。

本県の状況を簡単に説明しますと、小・中・高・特別支援学校を合わせて公立校が約400校あり、児童生徒数は約10万3,000人(県人口の約1割)です。これに対し教職員は約1万1,000人となっております。

令和6年度のいじめ認知件数は6,852件でした。これまでは増加傾向にありましたが、前年度比で約2,000件減少しております。これは一定の成果と捉えることもできますが、一方で認知に至る体制の甘さがないか、今後精査する必要があります。

本県の対策としては、未然防止として児童生徒自身によるスローガン作成や意識醸成、早期発見のためのアンケート調査や教育相談、発生時のマニュアルに基づく専門家(スクールソーシャルワーカー等)との連携、被害・加害双方への細やかな指導を行っております。

これまでの取り組みを検証しつつ、さらに強化していきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見を賜れば幸いです。

(3) 事務局職員の紹介(新垣生徒指導・安全担当主幹)

以上をもちまして開会行事を終わります。

これより第1回委員会を始めます。本日の日程はレジュメの通りです。15時10分頃から休憩の予定ですが、それ以降は個人情報を含むため「非公開」とさせていただきます。報道関係・傍聴の皆様は御退席いただくことになりますのでご了承ください。

続いて、事務局職員を紹介いたします。

高校教育課長、義務教育課長、特別支援教育課長、
人権同和教育・生徒指導課長、同課長補佐、同主幹・副主幹・主査・指導主事

(4) 委員長・副委員長の選出 （新垣主幹）

委員長および副委員長の選出に入ります。立候補はございませんか。

（立候補なし）

事務局案として、委員長に立元委員、副委員長に黒木委員をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（異議なしの拍手）

ありがとうございます。それでは立元委員長、ここからの進行をお願いいたします。

2 説明①「委員会の役割といじめの定義」（藤久保指導主事）

本委員会の役割について説明させていただきます。

まず「いじめの定義」の再確認です。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

重要なのは、被害児童生徒がどう感じているかであり、内容の軽重や回数は判断基準に含まれません。

本委員会の主な役割は３点です。

- (1) 専門的見地からの審議。
- (2) 重大事態が発生した際の、県教委による調査への助言。
- (3) 未然防止、早期発見、適切な支援の実施。

また、「重大事態」とは、いじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間（年間 30 日目安）学校を欠席せざるを得ない場合を指します。重大事態発生時は、本委員会が事実関係を明確にするための調査・審議を行います。

いじめ重大事態調査に関するガイドラインの改定により、積極的な認知や保護者の意向を尊重した対応がなされています。一方で、学校が兆候を見逃すなどの早期発見・早期対応の課題や、個々の教員が一人で抱え込んでしまう組織的な対応の課題も分析されています。

なお、全国の重大事態のうち 34.9%は、重大事態として把握される以前は「いじめ」として認知されていなかったという現状がございます。

本県の課題まとめ

- (1) 認知件数は大幅に減少したが、全国的に見ると依然として高い水準。
- (2) 対応困難な事例も発生しており、見逃しのリスクに留意が必要。
- (3) 解消率が高いが、安易に「解消」と判断していないか精査が必要。

3 説明② いじめ未然防止・推進校の取り組み（本部指導主事）

令和8年度は22校を「いじめ未然防止取り組み推進校」に指定しています。本年度からは、全県下での展開を目指し、みやざき中央支援学校（特別支援学校）も新たに指定されました。

「安全安心な風土の醸成」には、自己存在感の享受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供に加え、教職員と児童生徒が協働して「いじめをしない・させない・見逃さない」学校づくりを実践することが重要です。

いじめ問題子供サミットを県内3つの教育事務所ごとに開催しました。推進校がいじめ未然防止の取り組みを発表し、他校と情報共有・協議を行います。昨年度は高千穂中学校が県代表として全国サミットへ派遣されました。

4 説明③ いじめ認知から解消までのガイドライン改定（池田副主幹）

今年3月、いじめの認知チェックフロー等を改定しました。改定の理由は、現場でのいじめ事案の多様化に伴い、チェックフローを細分化することが効果的だと考えたためです。

主な判断プロセス(3パターン)

- (1) 本人の訴えがある場合は、事実確認、加害者確認、認知判断という段階的プロセス。
- (2) 本人の訴えはあるが、学校の支援を求めない場合は、本人の了解を得つつ、事実確認と適切な対応（通常プロセスへの移行）を行う。
- (3) 本人が否定している場合でも、周囲の情報をもとに調査を継続し、客観的事実があればいじめとして認知・対応する。

5 説明④ いじめ速報様式の導入

県立学校向けに「いじめ速報様式」を新たに通知しました。事案が発生した際、学校の対策会議後、直ちに提出を求めるものです。

記載内容は、被害・加害生徒の情報、時系列の事実経過、学校の対応状況（保護者連絡、警察相談等）です。

これにより、人権同和教育・生徒指導課と素早く共有し、早期の組織的対応・助言に繋げることができます。

6 質疑応答

Q. 安藤委員

この速報様式は、全てのいじめ事案に対して送るものでしょうか。

また、現場の教職員の事務負担増にならないか懸念されます。

A. 池田副主幹

県立学校については全ての事案の提出を依頼しています。これまでは電話連絡や月ごとの報告のみでしたが、タイミングが遅れることで事案が深刻化するケースがありました。まずは速報で共有することを優先し、負担についても、周知を図りつつ検討してまいります。

Q. 立元委員長

各学校が作成している「いじめ防止基本方針」の内容を、児童生徒や保護者に丁寧に説明する機会は設けられていますか。重大事態になった際、保護者が「流れ」を理解していることは非常に重要です。

A. 池田副主幹

昨年度、国からのチェック項目に基づき各学校の取り組みを確認しました。基本方針の周知・説明機会の確保についても、校長会や教頭会を通じて確実に実施するよう周知徹底を図っているところです。

Q. 安東委員

チェックフローの改定について、どういった周知の仕方でしょうか。

A. 池田副主幹

年度末に県立学校への通知を行いました。管理職や生徒指導主事の会議でも周知する。いじめ問題対策マスターの県立学校訪問時にも説明します。

Q. 松田委員

いじめ速報様式は急ぎのものに限り提出するものでしょうか。全ての事案について報告をするのか。対応等を行いながら、書類の提出に追われ、先生方への負担感も感じます。

A. 池田副主幹

事案発生の際の第1報として、県立学校のいじめについては全てこの書式で提出します。月ごとの報告では対応が遅くなることがありました。負担については御意見も踏まえ、今後、検討します。

Q. 黒木委員

学校へ通知していますか。

A. 池田副主幹

年度末に通知しています。

Q. 立元委員

市町村はどう対応していますか。

A. 池田副主幹

この書式を市町村にも提供するので、その中で、市町村にも参考にしてほしいと考えています。

Q. 松田委員

いじめの認知件数が2000件減少した背景について、取組の効果があったということでしょうか？

A. 池田副主幹

そうとらえています。

Q. 立元委員長

いじめ未然防止の代表的な取組は何でしょうか。

A. 池田副主幹

SC、SSWの配置などになるかとおもいます。